

パブリックコメントの結果公表

- ・ 政策等の名称

成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

- ・ 意見等の募集期間

令和 6 年 12 月 15 日 から 令和 7 年 1 月 15 日

- ・ 意見等の件数

4 件 （1 人）

- ・ 担当課

環境対策課 （電話：0476-20-1532）

成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部改正に係る変更案について提出された意見と市の考え方

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	残土条例と盛土規制法は重複しない。 残土条例における盛土の構造に係る規制を削除することは、不可であり市民の安心・安全を損なうものである。	盛土等を包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」となり、土砂崩れなどの災害発生防止という点で市残土条例と目的が重複しております。 本市においては、市内全域が宅地造成等工事規制区域に指定され、現行の残土条例で規制している盛土等の構造につきましても、今後盛土規制法において規制されることとなります。このため、盛土規制法では規制されない搬入土砂等の土質を引き続き環境保全の観点から規制する条例に改正しようとするものです。
2	盛土規制法と目的が重複される第7条許可を削除（土質の許可のみとする）について 現行の成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の土質の規制に関する項目を削除する行為は、市民に対して土砂災害防止を放棄するもので、自治体としてあり得ない行為である。	土砂等の埋立て等に伴う土質については、引き続き残土条例による規制対象となります。
3	住民同意規制の削除について	現行の残土条例における周辺住民の同意規定については、法令等に基づく許認可行為を伴わない特定事業の許可

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
	市民の安心・安全の立場から周辺住民の同意規定削除は不可	において求めているものであり、当該許可（残土条例第7条許可）が廃止となることから、今回併せて廃止となる予定であります。 なお、現行の残土条例で規制している盛土等の構造につきましては、今後盛土規制法において規制されることとなります。
4	堆積特定事業を規制対象から削除について 現場にどんな土砂が入るか分からない為規制対象から削除は不可	一時堆積特定事業は、特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として行うものであり、最終的には埋立てや盛土に利用される時点において残土条例の審査対象として、土質の安全を確認することから、安全性は担保されるものと考えております。 なお、一時的な堆積とならない土砂等の埋立て等については、残土条例による規制対象となります。